

〔巻頭言〕

会社法研究と信託法

理 事 前 田 重 行

信託法は近年現代化され、装いを新たにできており、筆者のような会社法を専門とする者にとっても一段と興味深い領域になってきている。特に筆者の信託法への強い関心は、おそらく信託法が会社法と共通・類似する面を有し、両法域が交錯する部分が見られることから生じてきているのではないかと思われる。

周知の如く、法人格を有する会社と信託は共通した面が見られ、類似の部分が種々存在する。その意味では、一定の事業目的を達するための枠組み・手段としては、法人・会社と信託は競合関係に立つことが考えられ、一種の制度間競争もありうるといわれている（道垣内弘人他「新しい信託法と実務」ジュリスト1322号36頁（沖野発言）参照）。さらに制度の共通性、類似性の面から、会社という枠組みの中で、一定の目的を達することに関して、会社法が予定している仕組みや手続きによらずに信託を利用して同一の目的を達し得ることも考えられる。たとえば、会社がその事業を子会社またはそれ以外の第三者に移し、経営を委ねる場合には、会社法上は事業譲渡、会社分割等を行うことが考えられる。これに対して、信託の制度を用いて目的を達しうる場合も考え得る。具体的には、事業の信託を行う方法であり、いわゆる事業信託の設定によることも考えられる。もっとも信託法上事業自体の信託が認められているわけではないが、株式会社が事業を構成している財産をまとめて他の者に信託すると同時に当該事業に関わる債務を信託財産責任負担債務とすれば（信託法21条1項3号）、まさに会社が事業自体を信託したことと同じことになる。そしてこのような意味での事業信託は、会社が事業を譲渡または分割をしたのと実質的に同じ効果が得られるわけである。もちろんこの場合に両者は全く同じ効果を持つわけではない。事業譲渡や分割の場合には、事業譲渡等が効力を生じた後は、法的には当事者で

ある譲渡会社・譲受会社等の間の関係はなくなるが、事業信託による場合は、受託者と委託者・受益者との関係は信託関係として継続する。しかし、事業を他に移転し、当該事業の経営を移転先に委ねるという点では、両者は共通しているし、さらに子会社への事業譲渡等による事業の移転や狭義の経営委任契約による移転と比較すれば、両者の実質的共通性は一層高まるものといえる。

このように考えてくると、会社がその事業を他に移転するという組織再編を目的とする場合にその方法として、会社法上の事業譲渡、経営委任等の企業契約および会社分割によるほかに、事業信託という方法が考えられ、会社にとって組織再編についての選択肢が増えるわけである。そして株式会社に関してその事業譲渡と同様の効果をもたらす上記のような信託の設定については、当然株主保護といった会社法的な面からの問題が生じ、そのための措置が必要となる。この点に関しては、信託法上明文規定はないが、事業譲渡についての会社法467条以下の規定が適用され、株主総会の特別決議による承認が必要になると解される(寺本昌広『逐条解説新しい信託法』88頁)。もちろんこの場合には、単なる事業用財産の信託ではなく、一定の事業目的のために組織化され有機的の一体として機能する財産の信託でなくてはならないと解することになる。このように株式会社が上記に述べたように他の者を受託者として事業信託を設定する場合には、純然たる信託法上の問題に留まらず、会社法上の規定の適用も問題となり、いわば両法域が交錯することになる。そして信託法と会社法が交錯する場面としては、上記の事業信託に限らず、会社が自己信託(信託法3条3号)や信託社債(会社法施行規則2条3項17号)を利用する場合などにも当然生じてこよう。

以上のように信託という制度は、会社法上の諸制度と代替性を有する場合も考えられ、会社法における種々の制度を考察するに際しては、信託による代替性およびそれに伴う両法域の交錯ということも問題となる。その意味では、会社法研究において信託制度を考慮することも必要であると同時に、信託制度の運用や信託法の解釈を考える場合に、会社法的側面からも問題を探り、考察するということが場合によっては必要となるのではないかと考えている。